

西宮市立神原小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

学校教育において、今、いじめ問題が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの投稿といった新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

文科省は、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に捉えている。一方、重大事態の増加は、憂慮すべき状況。いじめ問題に適切に対応することで、限りなく発生件数を零に近づけるべきではあるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。と言っている。

こうした中、本校教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、子供たちの生命や人権を尊重する視点からその防止等に取り組む必要がある。いじめ基本方針に基づき、いじめ問題の克服に向けた取り組みを進め、本校の学校教育目標である「未来を築き主体的に生きる」教育を推進する。

2 基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、本校においても、またどの子にも起こり得るという自覚のもとに、教育委員会のもとより、家庭、地域と一体になり、継続した未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員による日々の実践が求められる。

(1) いじめの定義 ーいじめ防止対策推進法（H25.6公布）よりー

一定の人的関係にある他の子による心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの理解

- ①どの子供にも、どの集団にも起こり得る。
- ②人権侵害であり、人として決して許されない。
- ③大人には気づきにくいところで行われ発見しにくい。
- ④子供は入れ替わり加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険を及ぼす。
- ⑥態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦傍観者から、仲裁者への転換が重要である。

(3) 取り組みの方針

- ①教職員が子供と向き合うことを大切にした体制を整備する
 - ・いじめ防止の基盤となる「一人一人の人権を大切にした教育」の推進
 - ・人や自然とのふれあいを大切にするのできる教育環境の整備
 - ・保護者とのつながりを大切にした懇談や家庭訪問の実施と推進
 - ・計画的な教育相談活動の実施とスクールカウンセラーとの連携

②防止等の取組の基本的な方向・内容等を定める

- ・人権教育・道徳教育の充実と体験・交流活動を取り入れた教育活動の推進
- ・コミュニケーション活動を重視した特別活動や情報モラル育成のための情報教育

③教育の充実

- ・早期発見のためのアンケート調査の定期的、継続的な実施
- ・学年打ち合わせ会や職員会議における相互報告の機会の充実と報告書の活用
- ・ネット上のいじめへの対応のための教職員やPTA研修の実施
- ・地域における見守り活動の支援活動との連携

④対策のための中核となる組織を常設する

- ・いじめを発見した場合の速やかな対応や措置
- ・いじめを発見した場合に中核となるいじめ対応チームの体制整備
- ・西宮市いじめ防止基本方針に沿った、本校の方針策定ならびに組織的な連携の推進

⑤新型コロナウイルスによる偏見や差別の未然防止に努める

- ・新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見は、決して許されるものではないという考えで指導に当たる。
- ・保護者・児童へのいじめ防止についての手紙を配布し啓発する。
- ・休校中の過ごし方についてアンケートを実施し、児童実態把握に努める。

3 重大事態への対処

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに加えスクールカウンセラー、神原地区青少年愛護協議会関係者を加えた組織で調査し、解決の事態に当たる。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

- | |
|--|
| <p>① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみとめるとき</p> <ul style="list-style-type: none">○ 児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。 <p>② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 <p>ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は、学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手する。</p> |
|--|

4 未然防止に向けた取り組み

- ・職員会議等で1か月に1度、児童の情報交換や要配慮児童の観察などについて生徒指導交流会を持つ。
- ・入学前に幼稚園・保育所との情報交換をする。
- ・いじめを許さない学校作りを進める。
- ・委員会活動による、あいさつ運動等を実施する。

- ・カウンセリングマインド研修等の研修会に参加し、日々、教師自身の人権感覚を磨く。

5 早期発見に向けた取り組み

- ・担任だけでなく、学年・学団・専科・管理職等複数の目で子ども達を見ていき、コミュニケーションを図る。
- ・いじめアンケートを実施し、学年・学団・専科と共に実態把握に努める。
- ・参観や懇談の機会に、保護者との連絡を密にするだけでなく、児童の微妙な変化に対応できる。
- ・教育相談を行い、児童理解に徹する。

6 さいごに

子供を管理していじめの防止等に取り組む、という考え方や方策に頼ってしまっている場合は、根本的な解決とはならない。本校では、そのことを自覚し、いじめを克服する当事者である子供たちが、不合理なことに対して、「許されない」と声を上げられるよう育つことで、いじめ問題の解決や克服につなげられることを願って、日々の教育に、組織的に取り組んでいく決意である。

これらに合わせて、いじめ問題への取り組みの重要性について地域全体に認識を広め、学校、家庭、地域が一体となって取り組みを推進するために普及啓発が必要である。

また、いじめ防止等に実効性のある取組を実施するため、基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。

いじめを早期発見するためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起きている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている

いじめられている子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- にやにや、へらへらしている
- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 表情が暗く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ◎ 授業中・休み時間**
- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人であることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ◎ 昼食時**
- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる
- ◎ 清掃時**
- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている
- ◎ その他**
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

《いじめ問題への対応》

○ いじめ対応チームを中心に、該当学年と共に緊急対応し、調査と対応にあたる。

《いじめ対応チーム》
校長・教頭・生徒指導担当・生指部会・特別支援コーディネーター、養護教諭・スクールカウンセラー

1. **いじめ発見** 日常の観察・アンケート・教育相談
保護者・児童からの直接、間接の情報収集
↓
情報を得た教職員

2. **情報収集**
担任・学年団 ↔ 学校支援
↕
生徒指導担当 ↔ 校長・教頭

報告・共通理解
職員会議

3. **事実確認**

緊急対応会議

《調査班》
学年主任・担任・養護教諭・
スクールカウンセラー

《対応班》
教頭・生徒指導・担任・学年教員・特別
支援コーディネーター

4. **方針決定**

指導方針の決定、指導体制の編成
→ 対応班編成（事案によりメンバー決定）

5. **対応**

対応班によるいじめ解消に向けた指導

6. **解消経過観察**

解消経過観察・再発防止・未然防止活動

《連携機関》

- ☆ 教育委員会「西宮市いじめ防止等対策委員会」、「学校問題解決支援チーム」 県教委「学校支援チーム」等
- ☆ 学校評議員・教育連携協議会、PTA、児童相談所、警察
- ☆ 青少年愛護協議会など各種地域団体・組織
- ☆ スクーリングサポートセンター、青少年補導委員など各種専門機関